

【令和４年第４回定例会 総務委員会委員長報告資料】

令和４年９月６日 総務委員長 川島 雅裕

○「議案第８８号 川崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

＊育児休業期間中における就労の有無について

制度上、育児休業申請の承認後は、育児休業期間中の就労を強いることはできない。また、運用上、業務上の理由で就労を求めることも想定していない。

＊男性職員の育児休業取得率が低い職場における勤務時間が年間４８０時間を超過した職員数について

令和３年度において、病院局では３２人、消防局では３人が該当する。

＊男性職員の育児休業取得率向上に向けた増員による職場環境の改善について

新たな行政需要に対応する場合とは異なり、育児休業の取得促進を目的とした増員を行うことはないが、例えば、育児休業の取得率が低い消防局では、他の職員が育児休業の職員に代わって対応することなどにより、取得できる体制を取っている。また、業務の平準化や、コミュニケーションを通じた風通しの良い職場の雰囲気づくりにより、育児休業を取得しやすい職場環境を整えることで、育児休業の取得を促進していきたいと考えている。

《意見》

＊長時間労働が常態化している職場では、人員不足により代替職員への業務引継ぎが困難であるため、職員の増員も視野に入れて、安心して育児等に専念できる職場環境となるよう改善に努めてほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第１３６号 令和４年度川崎市一般会計補正予算」

《主な質疑・答弁等》

＊高齢者に対するインフルエンザ予防接種自己負担無償化の効果的な広報の取組について

本件は、重症化リスクの高い高齢者を守る大切な取組であり、その広報についても、大変重要なものであると認識している。予防接種が必要な高齢者に対し、確実に今回の施策の情報を届けられるよう、健康福祉局に伝え、更なる効果的な広報の取組につなげていきたいと考えている。

《意見》

＊高齢者に必要な情報を確実に届けるため、従来の方法に縛られず、より効果的な広報の取組を行うよう、健康福祉局に働きかけてほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決